

女性部アンケート 2019

健康で生き生きと働くための権利、育児や介護など家庭生活を守るための権利、様々な権利を見直しながら、女性教職員の悩みや要求を束ねていくために、アンケート活動にご協力ください。皆さんから届いた声は、10月の岐阜県教育委員会との交渉で役立っています。

該当する箇所に○をつけてください。(集計の都合上、赤ペンなど、黒以外の色にしてくださると助かります。)

* あなたの職種や雇用形態は？ (該当する箇所に○をつけてください。)	教諭、養護教諭、常勤講師、実習教員、寄宿舎指導員、事務職員、図書館司書、現業職員、栄養士、非常勤講師、その他()
* あなたの年齢に○をつけてください。	20代 ・ 30代 ・ 40代 ・ 50代 ・ 60代

生き生きと働き続けるために

<質問1>あなたは仕事にやりがいを感じますか？

- 1 はい 2 いいえ



★ 今の仕事で生き生きと働き続けられるには、どうしたらいいか？ 自由に書いてね。

<質問2>今の仕事で長く働き続けたいと思いますか？

- 1 長く働き続けたい
2 続けたくない
3 続けたいが、困難を感じる

→ 2, 3と答えた方は、その理由についてお答えください。(複数回答可)

- ① 健康上の問題
② 介護の問題
③ 結婚
④ 育児・出産
⑤ その他()

健康で過ごすために

<質問3>健康に生活できていますか？

- ①あなたの健康状態は？
1 良好
2 あまり良くない
3 良くない

仕事が多くて睡眠を削らないとやっ
ていけない…



- ②あなたの平日の平均の睡眠時間は何時間くらいですか？
1 5時間未満
2 5～6時間
3 6～7時間
4 7～8時間
5 8時間以上

- ④土日の出勤時間は平均何時間くらいですか？
1 出勤しない
2 2時間未満
3 2～4時間
4 4～8時間
5 8時間以上

→ 2,3と答えた方は、どのように対処していますか？

- 1 定期的に通院している。
2 買った薬で対応している。
3 マッサージ等の治療院に通っている。
4 病院に行きたいと思うが行けない。
5 その他()

- ③時間外勤務は1日平均何時間くらいですか？
1 1時間未満
2 1～2時間
3 2～4時間
4 4～6時間
5 6時間以上

- ⑤持ち帰り仕事は1日平均何時間くらいですか？
1 1時間未満
2 1～2時間
3 2～4時間
4 4～6時間
5 6時間以上

母性保護のために

<質問4>母性保護や妊娠にかかわる制度について知っていますか？

- 1 はい 2 いいえ

→ 1と答えた方は、知っている制度に印をつけてください。(複数回答可)

- ① 女性職員の健康休暇 (生理休暇)
② 妊娠中の通院休暇 (保健指導、健康診断のため)
③ 妊娠中の通勤緩和 (1日1時間以内の勤務時間の繰り上げ繰り下げ)
④ 妊娠中の労働軽減 (宿泊引率の免除、小中の体育実技の代替など)
⑤ 妊娠障害休暇 (つわり等のために7日以内、時間単位で)
⑥ 不妊治療休暇 (6日以内、病休対応で90日まで)

○ 茨城県では、不妊治療のため1年間の特休が取れます。
☞ 岐阜県は、90日しか取れません。不妊治療の第一はストレスからの解放です。1年間の休職が、妊娠できる母体を準備できると言えます。

○ 多くの県で、妊娠者の体育実技代替保障がされています。
☞ 岐阜県にも「妊婦体育代替非常勤講師」配置制度がありますが、実際にはほとんど活用されていません。他県から来た女性が、「寒空の下、産休直前の教員が体育の指導をするなんて！」と驚きの声をあげ、県教委交渉でも訴えました。

代替講師が確保されれば、子どもも教員も安心です。制度のことを知り、当たり前の権利として要求しましょう。



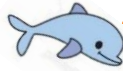
家族とともに

〈質問5〉育児のための制度について知っていますか？

- 1 はい 2 いいえ

1と答えた方は、知っている制度に印をつけてください。(複数回答可)

- ① 育児時間休暇 (1日2回30分ずつ、まとめて1時間、子が1歳まで)
- ② 育児休業 (子が3歳になる前日まで、男女両方が取れる)
- ③ 部分休業制度 (子の就学前まで、1日2時間まで取れる)
- ④ 育児退職復職制度 (子が小学校卒業する次年度までに再採用申請)
- ⑤ 早出遅出勤務制度 (子の就学前まで、始業/終業の時刻をずらす)
- ⑥ 育児短時間勤務制度 (子の就学前まで、4つの形態から選択できる)



○ 子育て中の30代女性の声

二人目の子が3歳になったときに、「育児短時間勤務」を取り復職しました。保育園の迎えと家事の時間が保障され、仕事と家庭の両立が可能になりました。20年前の方たちは、子どもの1歳の誕生日までに育児から復職し、仕事と家庭の両立をされていたので、それに比べると、今は、働くママさんにとってとてもよい時代だと思います。権利の拡大が、今の女性の生活を豊かにしているんですね。

※忘れていけないのは、子育ては女性だけで担うものではありません。左にあげた制度は、男女同等にあるものです。

○ 今後介護が必要になることが予想される50代女性の声

以前は、「介護休暇」は6か月まで一度しか取ることができず、いつから取っていつ復職しようかと迷っているうちに、十分な介護ができないまま被介護者が亡くなってしまったということがよくありました。今は、介護の状況に合わせて6か月を3回に分けることができたり、休暇を取らずとも、「介護時間制度」を使って働いたりできるようになり、選択の幅が広がってありがたいです。

※介護制度の改正・新設と共に、介護の対象が子、配偶者、父母、義父母、祖父母、兄弟姉妹、孫まで拡大され、「同居」の条件も撤廃されました。



〈質問6〉看護や介護のための制度について知っていますか？

- 1 はい 2 いいえ

1と答えた方は、知っている制度に印をつけてください。(複数回答可)

- ① 家族の看護のための休暇 (時間単位で年5日、中学入学前の子が2人以上なら10日、家族の看護や子どもの学校行事参加等に適用)
- ② 短期介護休暇 (時間単位で年5日)
- ③ 介護休暇 (合計6か月、3回まで分割可能 2017~)
- ④ 介護時間制度 (1日2時間まで、連続する3年内 2017~)
- ⑤ 看護退職 (2年まで1回を限度)

人権の保障

〈質問7〉ハラスメント、差別についてお尋ねします。

①あなたの職場にセクシャルハラスメントはありますか？

- 1 管理職からある ☞ 右の枠に詳しくお書きください
2 同僚からある
3 ない

②あなたの職場にパワーハラスメントはありますか？

- 1 管理職からある ☞ 右の枠に詳しくお書きください
2 同僚からある
3 ない

③制度や待遇の面で、性差別を感じることはありますか？

- 1 ある ☞ 右の枠に詳しくお書きください
2 ない

「ジタハラ」って、知ってる？



時間短縮を促す「早く帰れコール」のこと。まだまだ仕事がいっぱいあるのに、帰りたくても帰れません！

★ ハラスメントや差別に関する悩みを書いてね。

あなたの体験、日頃の悩みや提言など、自由に書いてください。深刻な内容は、できるだけ詳しくお書きください。

○ 仕事の上で、納得がいかないこと、おかしいと思うことがあったら、組合員に声をかけたり、岐阜県教職員組合 <http://www.gifukyoso.jp> を利用したりして、ご相談ください。

もっと、職員を増やして



★おねがい★ 月 日までに、担当の () までご提出ください。